

二宮町空家等対策協議会の概要

1. 目的等

- 平成 27 年 5 月 26 日に全面施行された、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「空家法」という。）に基づく、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、二宮町空家等対策協議会を設置します。（空家法第 7 条）
- 特定空家等の認定にあたって、「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」に準拠した、「二宮町特定空家等判定基準（仮称）」の策定に向けた検討を行います。
- 町が特定空家等の認定を行う際に、意見をいただく第三者機関「特定空家等審査会（仮称）」を設置することの協議を行います。

2. 空家等対策協議会設置に係る根拠法

- 空家等対策の推進に関する特別措置法

第 7 条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認めるものをもって構成する。

3 前 2 項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

3. 設置条例等

- 平成 30 年 3 月議会で二宮町空家等対策協議会条例を上程します。

4. 構成

○ 二宮町空家等対策協議会は、町長が委嘱する 15 人以内の委員をもって組織します。

○ 協議会予定構成委員

学識経験者（大学教授等）…… 1 名
弁護士…… 1 名
税理士…… 1 名
司法書士…… 1 名
宅地建物取引士…… 2 名
土地家屋調査士…… 1 名
建築士…… 1 名
福祉に携わる者…… 1 名
地方住宅供給公社…… 1 名
行政職員…… 2 名
地域住民…… 1 名
定住促進事業活動団体…… 1 名
町…… 1 名

5. 任期

○ 2 年（平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日）※再任を妨げない

6. 報酬

○ 「二宮町条例」で定めるところにより、報酬を支給します。

日額報酬 専門委員：10,000 円（学識経験者、弁護士）

8,600 円（税理士等）

一般委員：6,200 円（地域住民等）

7. その他

○ 空家等対策計画に位置付ける「空き家化の予防」、「空き家の適正管理の促進」、「空き家の流通・利活用の促進」等の事業の実施

○ 別紙 3 「平成 30 年度二宮町空家等対策協議会開催スケジュール（案）」